

七大疾病・就労不能保険料免除特約の約款の誤表記について

本案内は、下記の「1. 対象契約」に該当するご契約者様に同封しております。

「七大疾病・就労不能保険料免除特約」の約款において、一部表記の誤りがございました。

本件につきまして、深くお詫び申し上げます。

下記のとおり、対象契約および内容についてご案内をさせていただきます。

なお、本誤表記により、ご契約者様に不利益が生じることはございません。

再発防止に向けた取組みを強化していく所存でございますので、何卒ご容赦賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象契約

つきのいずれにも該当するご契約が対象になります。

- ・七大疾病・就労不能保険料免除特約が付加された無解約返戻金型収入保障保険
- ・「契約日」が2018年4月2日以降2021年10月1日までのご契約

2. 該当箇所

七大疾病・就労不能保険料免除特約 第2条（保険料の払込の免除）第3項

正	誤
3 第1項第8号①の場合、受給権が生じた月の初日を保険料の払込の免除事由に該当した日として取り扱います。ただし、この特約の責任開始期の属する月に受給権が生じた場合には、この特約の責任開始期の属する日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。	3 前項第8号①の場合、受給権が生じた月の初日を保険料の払込の免除事由に該当した日として取り扱います。ただし、この特約の責任開始期の属する月に受給権が生じた場合には、この特約の責任開始期の属する日に保険料の払込の免除事由に該当したものとして取り扱います。

以上